

昭和村地域包括支援センター重要事項説明書

昭和村地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）は契約者に対して、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を提供します。包括支援センターの概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

介護予防ケアマネジメントとは

ご契約者が、居宅において介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス（以下「総合事業のサービス」という。）その他の保険・医療及び福祉サービス（以下、「サービス等」という。）を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施することです。

- ご契約者の心身の状況やその環境等に応じて、ご契約者やそのご家族等の希望をお伺いして、「介護予防サービス・支援計画」を作成します。
- ご契約者の介護予防サービス・支援計画に基づくサービス等の提供が確保されるように、ご契約者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護（支援）認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方や「事業対象者」の方が対象となります。

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会

◆◆目次◆◆

〈昭和村地域包括支援センター重要事項説明書〉

1	包括支援センターの概要	2
2	営業日時	2
3	業務内容	2
4	介護予防ケアマネジメントの提供方法	2
5	サービス利用に関する留意事項	4
6	苦情の受付について	4
7	個人情報取扱いについて	4

〈重要事項説明書付属文書〉

1	損害賠償について	6
2	サービス利用をやめる場合（契約の終了について）	6

〈別紙〉

重要事項の説明及び個人情報取扱いの同意書

1 包括支援センターの概要

- (1) 事業者名 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会
- (2) 代表者氏名 会長 新木 敬 司
- (3) 名 称 昭和村地域包括支援センター
- (4) 事業所番号 群馬県指定 第1002700035号
- (5) 所在地 利根郡昭和村大字糸井624番地
- (6) 連絡先 0278-20-1126
- (7) 職員体制 保健師1名・社会福祉士1名・介護支援専門員1名
- (8) 事業の目的

利用者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うために保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域において自立した日常生活を営むことを目的とする。

(9) 運営方針

- ア 利用者が住み慣れた地域で、尊厳のある生活を継続できるよう、介護予防に必要な事業を行う。
- イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
- ウ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

2 サービス提供区域及び営業日時

- (1) サービス提供区域 利根郡昭和村
- (2) 営業日 月曜日～金曜日まで
(ただし国民の祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く)
- (3) 営業時間 午前8時15分～午後5時15分まで

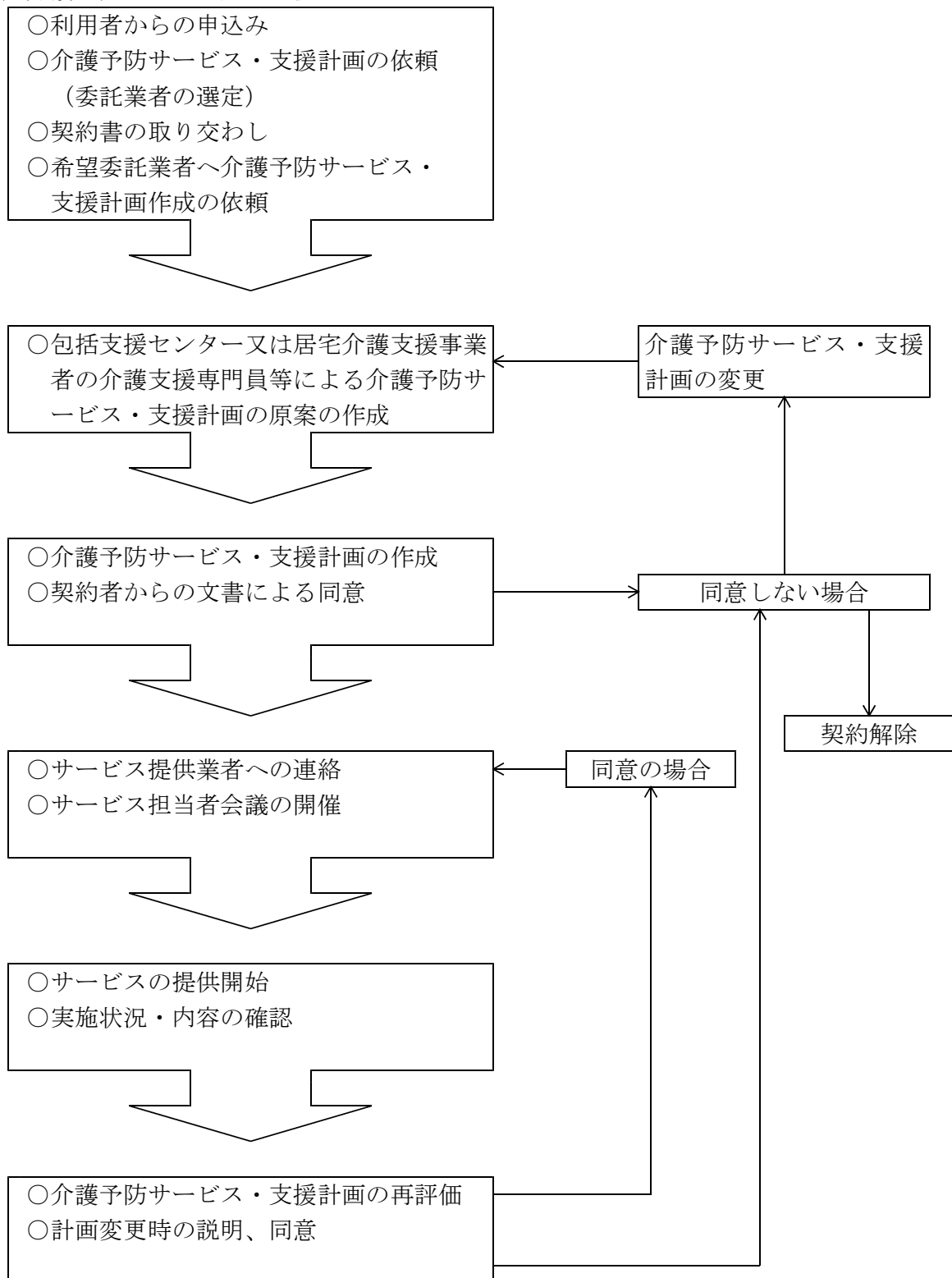
3 業務内容

- ①利用者状況の把握
- ②相談業務
- ③介護予防サービス・支援計画書原案作成
- ④介護予防サービス・支援計画書の決定・交付
- ⑤介護予防サービス・支援計画変更案確認
- ⑥サービス担当者会議
- ⑦サービス実施状況の把握（モニタリング）
- ⑧サービス実施の評価
- ⑨給付管理業務

4 介護予防ケアマネジメントの提供方法

ご契約者の自宅を訪問した際に、心身の状況や置かれている環境等を把握したうえで、必要な総合事業のサービスやその他のサービス等が、包括的かつ効率的に提供されるように配慮して、包括支援センター又は包括支援センターが指定する居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）が、介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。

(1) 介護予防サービス実施の流れ



(2) 介護予防サービス・支援計画の作成後の便宜の供与

ア 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう事業者等との連絡調整を行います。

イ ご契約者の意思を踏まえ要支援認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 介護予防サービス・支援計画の変更

ご契約者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、または包括支援センターが介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、包括支援センターとご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画を変更しま

す。

(4) サービス利用料金

介護予防サービス・支援計画に関するサービス利用料金について、包括支援センターが介護保険法の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、包括支援センターが介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス料金の全額を一旦お支払いしていただくことがあります。

5 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員等

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員等の交替

ア 包括支援センターの都合により介護支援専門員等を交替することがあります。介護支援専門員等を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

イ ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員等の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、包括支援センター又は事業者に対して介護支援専門員等の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員等の指名はできません。

6 個人情報取扱いについて

(1) 利用について

円滑にサービスを利用していただくために、ご契約者又はご家族等の同意を得た上で介護予防サービス・支援計画において実施されるサービス担当者会議、事業者及び主治医等との連絡調整等で必要な場合に、心身の状況を含むご契約者の個人情報を取扱います。

(2) 取り扱う範囲

原則として、介護予防サービス・支援計画に定められた事業者及び介護支援専門員等、主治医及び民生児童委員等、必要に応じて召集される会議内で取り扱います。

(3) 取り扱う条件等

個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。

(4) 秘密保持

包括支援センターの職員及び事業者の介護支援専門員等、若しくはその職員であった者は、業務上知り得たご契約者及びご家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は、本契約が終了した後も継続します。

(5) その他

介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を事業者に委託する場合には、必要に応じて事業対象者や要介護（支援）認定の資料となった情報を提供する場合があります。なお、この場合においても上記と同様に個人情報の保護に努めます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
○虐待防止に関する責任者 管理者 新木卓巳
- (2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止の為の指針を整備します。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害時において、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 衛生管理等について

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

昭和村社会福祉協議会	所在地 群馬県利根郡昭和村大字糸井624 電話番号 0278-20-1126 F A X 0278-24-5161
昭和村役場健康福祉課	所在地 群馬県利根郡昭和村大字糸井388 電話番号 0278-24-5111 F A X 0278-24-5254
群馬県国民健康保険団体連合会	所在地 群馬県前橋市元総社町3335-8 電話番号 027-290-1368 F A X 027-255-5077

〈重要事項説明書付属文書〉

1 損害賠償について

包括支援センターの責任によりご契約者に生じた損害については、包括支援センターは速やかにその損害を賠償いたします。秘密保持に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、包括支援センターの損害賠償額を減じる場合があります。

2 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、包括支援センターとの契約は終了します。

- ・ご契約者が死亡した場合
- ・ご契約者が転出した場合
- ・要支援（更新）認定等によりご契約者の心身の状況が自立又は要介護1から要介護5と判定された場合。
- ・ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ・包括支援センターが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ・包括支援センターから契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ・包括支援センターが作成した介護予防サービス・支援計画に同意できない場合
- ・包括支援センターが正当な理由なく本契約に定める介護予防支援を実施しない場合
- ・包括支援センターが秘密保持に違反した場合
- ・包括支援センターが故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい事情を生じさせた場合

(2) 包括支援センターからの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ・ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ・ご契約者が、故意又は過失により包括支援センター又はそのサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合

重要事項の説明及び個人情報取扱い同意書

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報の取り扱いについて説明を受けました。

事業者名 昭和村地域包括支援センター

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始及び個人情報の取り扱いについて同意しました。

契約者住所

氏 名 印

代理人等
代筆者住所

氏 名 印

本人との関係 ()